

***警察相談専用電話「#9110」**

生活の安全に関わる悩みごと・困りごとなど、緊急でない相談を警察にする場合は、全国統一番号の「#9110」番をご利用ください。電話をかけると発信地を管轄する警察本部等の相談の総合窓口へ接続されます。

***マイナンバー総合フリーダイヤル「0120-95-0178」**

「通知カード」「個人番号カード」に関することや、その他マイナンバー制度に関するお問合せにお答えしています。音声ガイダンスに従って「1番」を選択してください。また、マイナポイント第2弾に関するお問い合わせは、音声ガイダンスに従って「5番」を選択してください。

.....

「困ったな」「おかしいな?」と思ったら、すぐに消費生活センターなどに相談しましょう。商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど専門の相談員が受け付け、公正な立場でトラブル解決のための助言、あっせん（消費者が当事者として事業者と交渉するための手助け）、情報提供などを行います。

◇ご相談はこちらへ

消費者ホットライン：188（全国共通・局番なし3桁）番で、最寄りの消費生活相談窓口、又は国民生活センターへつながります。

日曜日もご相談できます。（年末年始除く）

.....

2. 講座「ふせごう！高齢者のくらしのトラブル」オンデマンド動画配信のお知らせ

茨城県消費生活センターでは、高齢者の消費者トラブルに関する専門家を招いて研修を実施し、ライブ配信した消費者教育啓発講座「ふせごう！高齢者のくらしのトラブル」の動画をYouTubeにて配信しています。

配信期間：令和6年1月19日（金）まで

配信内容：

第1回 高齢者に多い消費者トラブル

第2回 高齢者のインターネットトラブル

第3回 老後に備える

第4回 住宅にまつわるトラブル —リフォーム工事を中心に—

詳しい内容は、HP「いばらき消費生活ナビ」をご覧ください↓↓↓

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/syose/navi/project/educate/r5participant.html>

視聴を希望する方は、令和6年1月19日までに以下のメールアドレスあてに、タイトルを「視聴希望」、本文に「氏名」を記載して送信してください。後日、当センターからログイン用のメールを返信します。

syose06@pref.ibaraki.lg.jp

なお、当動画は個人の閲覧に限定するものとし、無断で複製や転載等を行うことは禁止しておりますので、ご注意願います。

3. 1月から「若者向け悪質商法被害防止共同キャンペーン」を実施します

関東甲信越地区の1都9県及び6政令指定都市及び国民生活センターでは、今年度も若者向け悪質商法被害防止共同キャンペーンを実施します。

茨城県消費生活センターでは、成人式や卒業、進学・就職の時期に当たる1月から3月までの期間、市町村と連携して啓発活動を実施することにより、悪質商法等による若者の被害防止を図ります。

HP「いばらき消費生活なび」若者向けキャンペーン特設サイト

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/syose/navi/project/campaign/young.html>

.....
※当メールマガジンの配信を停止したい場合は、ホームページ「いばらき消費生活なび」より配信停止の手続きを行ってください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/syose/navi/project/mail-magazine.html>

このメールに心当たりのない場合やご不明な点がある場合は、お手数ですが
mail:syose@pref.ibaraki.lg.jp までご連絡ください。

■□■□■□■□■□■□■□■□■

【お問合せ先】

発行・編集 茨城県消費生活センター

〒310-0802 茨城県水戸市柵町1丁目3番1号

TEL : 029-224-4722

FAX : 029-226-9156

■□■□■□■□■□■□■□■□■